

都市開発諸制度活用方針等の改定概要

1 都市開発に合わせたアフォーダブル住宅の誘導

- ・持続可能な都市としての機能を果たしていくために、住まいの選択肢をより一層充実させる施策の一環として、子育て世帯などにとっても住みやすい環境の形成に向けて、都市開発に合わせたアフォーダブル住宅の誘導を促進します。
- ・既に政策的な誘導を図っている「質の高い住宅」を「誘導すべき多様な住宅」と名称を変更し、その一つにアフォーダブル住宅を追加します。
- ・アフォーダブル住宅※については、全ての適用型・開発区域内外（総合設計は開発区域内のみ）で評価対象とします。

※「都におけるアフォーダブル住宅の取組について」や地域の方針等を踏まえ、以下を条件として、開発事業者が入居対象及び家賃設定を提案して区市町と協議するものとします。

入居対象：子育て世帯、地域に貢献する人々

家賃設定：市場家賃の8割以下かつ地域や入居対象者に応じた家賃

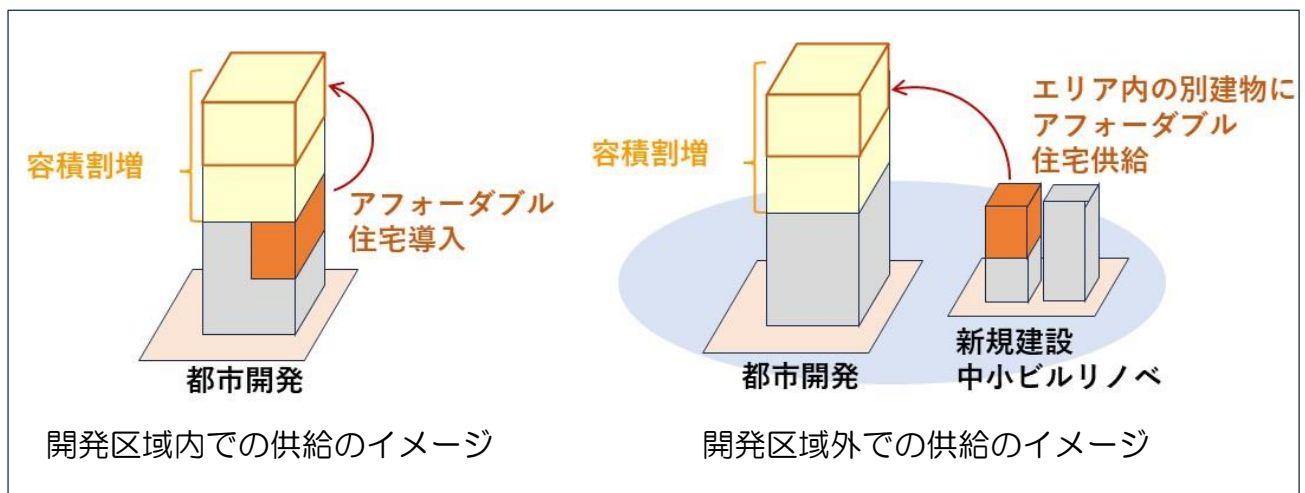
【現行】

質の高い住宅	サービス付き高齢者向け住宅等 サービスアパートメント こどもすくすく住宅 長期優良住宅 その他誘導すべき住宅 (東京ささエール住宅の専用住宅など)
--------	--



【改定】

誘導すべき多様な住宅	サービス付き高齢者向け住宅等 サービスアパートメント こどもすくすく住宅 長期優良住宅 アフォーダブル住宅 その他誘導すべき住宅 (東京ささエール住宅の専用住宅など)
------------	---



2 既存ストックを活用した地域の個性を生かしたまちづくりの推進

- ・既存ストックを活用したリノベーション等により、地域のにぎわいの創出や魅力的な街並みの形成を図るため、重要文化財指定建築物等の歴史的建造物に加えて、地域のアイコンとなる近現代建造物等、個々に特色を持つ個性ある地域資源[※]について、開発区域内外（総合設計は開発区域内のみ）における保存、復元又は活用の取組を評価対象に拡大します。

※区市町と協議したものを対象とします。また、地域のアイコンである近現代建造物等、個々に特色を持つ個性ある地域資源については、都市計画のマスタープラン、区市町が策定するまちづくり計画等において位置付けが明確にされているものを対象とします。

